

「にかほ陣屋」に係る住民訴訟判決に対する 知事コメント

平成30年6月11日に秋田地方裁判所に提訴された「にかほ陣屋」への補助金支出に係る損害賠償等請求事件等について、本日、判決が言い渡されました。

この判決では、原告側の訴えが棄却または却下されており、補助金の返還を要するような財務規則上の違反はないとの県の主張が認められたものと受け止めております。

今後とも、関係法令を遵守し、補助金支出事務の適正な執行に努めてまいります。

令和3年10月29日

秋田県知事 佐竹 敬久